

## 平成28年度国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所調達等合理化計画 自己評価結果

	調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組	自己評価
<b>重点的に取り組む分野</b>			
<b>契約事務の適正化</b>			
◆仕様書内容の見直し 汎用性のある製品や性能要件で記載する等により具体的かつ詳細に明示し、仕様書内容の明確化に努める。	予定価格が規定の額以上となる案件等について、内部の審査会による事前審査を行い、その審査結果を踏まえ仕様内容を具体的かつ詳細に記載した。  なお、汎用的な物品・役務等の調達（コピー用紙購入等）について、3 研究所での共同調達（一括調達）を実施する上で、競争性や経済性を高めるための仕様の見直しを行った。	具体的かつ詳細な仕様内容とすることにより、公正かつ適正な契約が履行されたと思量される。  共同調達（一括調達）を実施したことにより、事務手続きの効率化が図られ、調達事務担当係の業務負担の軽減が図られた。	
◆入札参加要件の緩和 履行能力を担保する上で要件を付する必要がある場合を除いては、入札参加要件は原則付さない。	調達内容により、要件を付する必要がある場合には内部の審査会を活用するなど内容を審査・検討した上で必要最小限に止めて付した。それらの場合を除いては、入札参加要件は原則付さないこととした。	条件を付す必要があるものは必要最小限にとどめ競争性を高めた。  引き続き、取組を継続し競争性の確保に努める。	
◆公告期間の十分な確保 入札の公告期間を、公告日翌日から10日以上（土、日、祝日を除く）を確保する。また、技術的要件を設ける場合及び過去に同種案件が一者応札・応募であった案件については、公告日翌日から12日以上を確保するとともに、調達内容によっては、公告期間の更なる期間延長を行う。	入札の公告期間を 10 日以上確保し、1 社応札・応募であった案件については、12 日以上の公告期間を確保した。	公告期間を長くとることによって、周知期間や応札の検討を行える期間が長くなり、より応札しやすくなったりことにより競争性が高まった。  引き続き一者応札・応募の改善を行いより一層の競争性の確保を図る。	

<p>◆業務等準備期間の確保</p> <p>事業者が契約後の資材調達や人材確保に必要な期間を十分に確保できるよう工期（納期）を設定する。</p>	<p>契約履行能力を有すると判断される事業者に参考見積書を提出依頼する際に、必要十分な工期（納期）について確認を行い、適正な期間の設定に努めた。</p>	<p>十分な工期を確保することにより、無理の無い工程で業務を請け負えることから競争に参加可能な者が増え、競争性が高まった。 引き続き可能な限り多くの事業者から情報提供をしてもらい、適正な納期（工期）の設定に努める。</p>
<p>◆契約情報提供の充実</p> <p>所内掲示板及びホームページ掲載による公告に加え、発注見通しのホームページによる公表、複数者応札の促進のための RSS 配信・メールマガジン等、情報提供の充実に努める。</p>	<p>所内掲示板及びホームページ掲載により、情報提供を行った。 具体的には、発注見通しを年度当初にホームページで公表、また、RSS配信、メールマガジン発行を行った。</p>	<p>発注見通しを公表することにより、応札者側も予定が立てやすくなり、応札しやすくなうことにより、競争性が高まった。</p>
<p>◆事後点検体制の整備</p> <p>一社応札（応募）になった案件について、参考見積を提出した者や入札説明書を受け取った者で入札に参加しなかった事業者に対して、ヒアリング・アンケート調査を実施し、要因分析を行う。</p>	<p>一社応札・応募となった場合に、事業者から聞き取りを行い、随時要因の分析を行った。 また、三鷹・調布地区の海上技術安全研究所では、入札説明書類中、「辞退届」に辞退理由の記載を求め、入札に参加しなかった事業者から回答を得た。</p>	<p>聞き取りの結果、一社応札・応募となった案件では業務の性質や内容等から応札者以外の者が実施することが困難なことや、業務期間中に技術者を配置できないことが理由として挙げられるケースがほとんどであった。業務の特殊性がある案件については直ちに改善に繋げることは困難な場合があるが、工期や発注時期の見直し等により競争参加者の増加の可能性がある案件が無いかを引き続き点検・分析することにより今後の改善に引き続き努める。 また、辞退理由を受け止め、</p>

<p>◆合理的な契約方式の検討 複数年度にわたり同一事業者による一者応札（応募）が継続し、改善が見込まれない事案については、各研究所の事務事業の特性を踏まえ、合理的なものとなるよう随意契約によることができないか等、合理的な契約方式を検討する。</p>	<p>研究所の事務事業の特性を踏まえ、合理的なものと判断した案件は、随意契約に移行した。</p>	<p>適正な納期の設定等の要望に答えるべく措置を行った。今後も原因等の精査を行い、競争性の確保への改善に努める。</p>
---	--	--

## コスト削減・調達業務の効率化

<p>◆共同調達（一括調達を含む）の推進 平成 28 年度においては、決定した共同調達・一括調達を実施するとともに、更なる拡大に努める。 【共同調達実施品目数】</p>	<p>28年度は法人統合による一括調達を含め、三鷹・調布地区においては、隣接する交通安全公害研究所も含めた共同調達を27年度に引き続き実施した。 以下につき共同調達実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピー用紙購入</li> <li>・ 警備業務</li> <li>・ 機械警備</li> <li>・ 清掃業務</li> <li>・ 電子複写機の販貸借及び保守</li> <li>・ 定期健康診断</li> <li>・ 役員傷害保険</li> </ul> <p>【三鷹・調布地区 計 7 件】</p> <p>横須賀地区においては、法人統合による一括調達のコピー用紙購入に加え、隣接する国機関（国土技術政策総合研究所）との共同調達を27年度に引き続き実施した。</p>	<p>共同調達（一括調達）を実施したことにより、事務手続きの効率化が図られ、調達事務担当係の業務負担の軽減が図られた。</p> <p>引き続き一括調達を実施するとともに交通安全環境研究所を含めた三鷹・調布地区での共同調達を実施した。今後も更なる品目拡大の検討を行う。</p> <p>横須賀地区では、共同調達による事務処理の低減及び調達コストの低減が図られたと思量される。統合による共同調達についても、地域的な制限等がある案件を除き引き続き共同調達・一括調達の</p>
--	---	---

	<p>以下につき共同調達実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙購入</li> <li>・守衛業務</li> <li>・警備業務</li> <li>・健康診断</li> <li>・資料発送</li> <li>・一般公開関係 他</li> </ul> <p>【横須賀地区 計10件】</p> <p>◆複数年契約の適用</p> <p>予算の効率的な執行の観点から契約額の節減を図ることを目的として、また調達事務の効率化を図る観点からも、複数年契約が有効なものについて適用を検討する。【複数年契約実施品目数】</p>	<p>拡大に努める。</p> <p>三鷹・調布地区においては以下について複数年契約を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械警備</li> <li>・定期健康診断</li> <li>・電子複写機販貸借及び保守</li> </ul> <p>【三鷹・調布地区 計3件】</p> <p>横須賀地区においては、以下について複数年契約を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子機器等の販貸借</li> <li>・人材派遣業務</li> <li>・情報誌等製作業務</li> </ul> <p>【横須賀地区 計3件】</p>
--	---	--

## 調達に関するガバナンスの徹底

## 随意契約に関する内部統制の確立

	<p>随意契約を行う場合には、事前に契約審査委員会により、会計規程及び契約事務取扱細則に定める「随意契約の要件」との整合性や、競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を行う。</p> <p>【契約審査委員会による審査実施件数】</p>	<p>三鷹・調布地区、特に海上技術安全研究所では、受託研究の委託元からの指示により随意契約としたもの及び海外メーカーの製品で国内では代理店から直接販売でしか調達出来ないもの以外の随意契約に関しては、全件契約審査委員の審査を受けた。</p> <p>また、会計規程との整合性や、より競争性のある契約</p>	<p>三鷹・調布地区では、新規案件については、審査委員会で審査を行い、随意契約が適正であるか規程等に照らし合わせ、厳格に審査を行った。引き続き契約審査委員会等により妥当性の確認等を行い適正な執行に努める。</p>
--	--	---	--

	<p>手続きの可否の確認を行い、随意契約の妥当性を確認した。</p> <p>【契約審査委員会による審査実施件数126件】</p> <p>横須賀地区では、随意契約を締結する案件については、契約審査委員会における審査を行い、会計規程との整合性や、より競争性のある契約手続きの可否の確認を行い、随意契約の妥当性を確認した。</p> <p>【契約審査委員会による審査実施件数1件】</p>	
--	--	--

## 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス研修、研究倫理研修（e-ラーニング含む）やコンプライアンスセルフチェックマニュアルの作成・配付など、全職員がコンプライアンスを学ぶ機会を作り、新規採用者等への説明会・研修においても調達要求や契約事務手続き等の適正な会計業務の指導を行い、不祥事の発生防止に努める。</li> </ul>	<p>コンプライアンス研修、研究倫理研修やコンプライアンスマニュアルの作成など、全職員がコンプライアンスを学ぶ機会を作り、4月の新規採用職員研修においては、会計関係の講義を実施、適正な調達要求等の会計手続きを行うよう指導するとともに、調達等合理化計画について幹部会を通じて、全職員に周知し、不正行為防止の意識徹底を図った。</p> <p>年度途中の転入者については、説明会での資料を配付し、隨時周知徹底を図った。</p> <p>また、インターネットに各種規程集を掲載しているほか、会計関係の手続き等のマニュアル、注意事項等を掲載している。</p>	<p>コンプライアンス研修、研究倫理研修やコンプライアンスマニュアルの作成など、全職員がコンプライアンスを学ぶ機会を作り、新規採用職員研修においては、基礎知識として会計手続きを正しく理解させ、法令遵守の精神を理解する機会を設けた。</p> <p>また、インターネットの活用のほか、必要に応じて要求担当者等へメールにより閲覧の周知、注意喚起を行っていた。</p> <p>今後は、さらなる情報の充実、適切な更新を行うこととする。</p>
--	--	---	--